

あとがき

「指定管理者制度の運用状況及び導入施設の管理運営状況について」をテーマに監査を実施し、その結果に基づいた（指摘事項）及び（監査意見）については総論及び各論において述べたところであるが、その中で今後の事務を効率的かつ効果的に運営するため、特に実現または検討が必要と考える事項を（指摘事項）及び（監査意見）と重複するものもあることを承知の上で敢えて言及する。

(1) 指定管理者制度の運用に関する指針の策定について

指定管理者制度の創設の意義とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設を対象に、民間事業者が有するノウハウを活用することによって住民サービスの質の向上と管理経費の節減を図ることにある。

このことを十分理解した上で、指定管理者制度の運用に関する指針（基本方針）を定め、これに基づき適切な運用に努めることが必要不可欠である。

しかしながら、現状においては時系列的かつ体系的に定めた運用に関する指針（基本方針）は策定されていないことから、管理運営上、様々な問題点が生じている。

従って、指定管理者制度の意義を踏まえ、効率的かつ効果的な運用に資するための指針（基本方針）について、早急に策定されること及びこれを公表することを強く望むものである。

(2) 指定管理者制度に関する通則的な条例の制定について

出雲市における指定管理者制度に関しては、個別の設置管理条例によることを基本としていることから、通則的な条例としては制定されていない。しかしながら、個別の設置管理条例の制定項目だけでは十分とは言えないものである。

通則的な条例を定めることについては、法律で義務付けられているわけではないが、その骨子あるいは全体像がわかる条例を制定することによって、指定管理者を目指す団体や市民の理解が深まり関心も集まるのではないかと考えられる。また、新たに指定管理者制度を導入した場合においても設置管理条例に指定管理手続を規定する必要がなく効率的である。従って、通則条例の制定について真摯な検討を望むものである。

(3) 利用料金（利用者負担）の見直しについて

公の施設の中で市民が利用している施設は数多くあるが、いずれの施設も管理のためのコスト（経費）が必要である。このコストは利用者からの「利用料」と「税金」

で賄う仕組みになっている。これまで、条例によりそれぞれの施設の利用料金が定められ実際に利用料金の範囲内で具体的な料金が設定されてきているが、低料金と思われる施設、類似の施設で料金が異なる施設等が散見される。また、社会経済情勢の変化、市民ニーズの変化等に対応した見直し改訂がほとんどされていない様に思われる。

管理コストは、施設を利用する市民が負担する「受益者負担」と施設を利用しない市民が税金という形で負担している「公費（税金）負担」とで賄われていることは先述したとおりであるが、市民全体の負担の公平性という観点から、それぞれの負担割合をどのようにするべきかを検討する時期にきていると考える。

出雲市における施設利用者の負担について、基本的な考え方を明らかにし、市民から意見募集あるいはアンケートを実施すると同時に、施設の設置目的、特性、利用状況、今後の見通し等の分析結果と照らし合わせながら、具体的な取り組みを進めていく必要がある。

このことは、「公の施設のあり方」とも密接に関係する事柄であると考えられるので、「公の施設のあり方」の検討の中で、多面的に真摯かつ真剣な取り組みとその成果を期待するものである。

(4) 管理形態の見直しについて

平成 17 年 12 月 1 日に定められた「指定管理者制度の導入・移行に向けた基本的な考え方」によれば、管理委託制度により管理運営をしている公の施設（以下「既委託施設」という。）については、条例整備や指定管理者の指定等の諸準備を平成 17 年度末までに終え、平成 18 年 4 月から指定管理者制度に移行することを基本とし、事後の事務手続が行われている。本来であれば、既委託施設、直営施設に関係なく指定管理者制度を導入すべきか否かについて、それぞれの施設の管理運営状況の実態を基に綿密な検討を行い、その結果として管理形態を決定すべきところ、こうした検討が行われたかどうかは疑問である。また、当時の記録された書類の保存がされていないため、検証ができないことが残念であるが、年数も相当経過していることからやむを得ないものとする。

しかしながら、当初、指定管理者制度を導入した施設の最初の指定管理期間が終了した時点では、指定管理者制度を継続するかどうかを決定するために、それまでの管理運営状況について審査あるいは検証したうえで、指定管理者制度を継続することがその施設にとって妥当かどうかを判断すべきであった。

一応、評価書により評価項目毎に採点による評価はされているが、採点の裏付けとなる具体的な資料及びそれに基づいた評価と採点方法が明確でないように思われる。施設によっては、指定管理者制度による管理を実施することに相当の理由があるかどうかを疑問に感じる施設も散見される。

具体的な事実を基に評価し、その結果として、導入あるいは継続することにメリットがあるかどうかを的確に判断する体制（組織）の構築を望むものである。

(5) 事務実施内容の記録保存について

管理形態の検討から始まって指定管理者制度の導入、条例の制定、募集要綱の作成、募集手続、候補者の選定・指定、協定の締結、管理業務に関する報告書の審査・評価、監督・指導・助言、これらに関する協議等、多岐にわたる事務が実施されているが、全体としてこうした事務に関しての事績が記録保存されていないケースが多いように思われる。一般的に、事務従事事績は事後の確認・検証・監査のためにも必要であることから、何らかの形で作成保存する必要があると考えられる。

従って、電話によるもの、臨場または面接によるもの等、事務内容も様々であるが、統一した基準を設けるなどして確実に記録保存する体制の構築を望むものである。

(6) 効率的かつ効果的な管理運営について

施設の維持管理費のほとんどが公金（税金）で賄われていることを念頭におき、効率的かつ効果的な管理運営に努めなければならない。換言すれば、無駄のない管理運営の実現に努めなければならない。しかしながら、開所（開場）期間が通年となっている施設の利用状況をみると、利用日が、土曜日、日曜日または祝日に集中し平日の利用がほとんどない。また、特定の団体（人）しか利用しない施設がある。（特にスポーツ関係施設にこうした傾向がある。）このような実態からすれば、非常に無駄のある管理運営が行われているという印象を強く受ける。無駄のない管理運営の実現のために、各施設の利用実態を把握し、条例改正を視野に入れるなど、実態に即した管理運営がなされることを望むものである。

(7) 最後に

今回の包括外部監査において、指定管理者制度の運用状況及び監査対象施設の管理運営状況の実態から浮かび上がった様々な問題を指摘した。その具体的な内容は総論及び各論において指摘（意見）したところであり、今後、早急に改善に向けての取り組みを望むものである。これらの指摘事項（監査意見）は、監査対象施設以外の指定管理者制度導入施設にも該当すると推察されるものであるから、監査対象施設と同様に改善に向けての取り組みを望むものである。

最後に、こうした取り組みによる成果が、今後の指定管理者制度の運用に反映されることを願うと同時に、出雲市の財政上、幾ばくかの貢献に繋がることを切に願う。

平成 25 年度 包括外部監査日程表

(日程)	(時間)	(内容)	(備考)
平成 25 年 6 月 6 日	午後	内部協議	
平成 25 年 6 月 19 日	全日	書類監査	
平成 25 年 6 月 21 日	午前	書類監査	
平成 25 年 6 月 25 日	午前	書類監査	
平成 25 年 6 月 26 日	午前	書類監査	
平成 25 年 6 月 27 日	午前	書類監査	
平成 25 年 7 月 3 日	午後	内部協議	
平成 25 年 7 月 4 日	午前	内部協議	
平成 25 年 7 月 8 日	午前	書類監査	
平成 25 年 7 月 9 日	午前	書類監査	
平成 25 年 7 月 10 日	午前	書類監査	
平成 25 年 7 月 22 日	午前	内部協議	
平成 25 年 7 月 25 日	午前	内部協議	
平成 25 年 8 月 7 日	午前	内部協議	
平成 25 年 8 月 16 日	午前	内部協議	
平成 25 年 8 月 19 日	午前	内部協議	
平成 25 年 8 月 20 日	午前	内部協議	
平成 25 年 8 月 22 日	午前	内部協議	
平成 25 年 8 月 29 日	午前	内部協議	
平成 25 年 8 月 30 日	午前	内部協議	
平成 25 年 8 月 31 日	午前	内部協議	
平成 25 年 9 月 11 日	午後	内部協議	
平成 25 年 9 月 12 日	全日	内部協議	
平成 25 年 9 月 13 日	午後	内部協議	
平成 25 年 9 月 20 日	午後	内部協議	
平成 25 年 9 月 21 日	午後	内部協議	
平成 25 年 9 月 23 日	午前	内部協議	
平成 25 年 9 月 24 日	午前	内部協議	
平成 25 年 9 月 25 日	午前	ヒアリング	(行政改革推進課)
平成 25 年 10 月 3 日	午前	ヒアリング	(広報情報課) <大社ご縁ネット> NPO 法人大社ご縁ネットワーク

平成 25 年 10 月 9 日	午前	ヒアリング	(文化財課) ＜荒神谷博物館及び荒神谷史跡公園＞ NPO 法人出雲学研究所
平成 25 年 10 月 17 日	午後	ヒアリング	(市民活動支援課) ＜風の子楽習館＞ NPO 法人風の子たき
			(都市計画課) ＜手引ヶ丘公園＞ NPO 法人風の子たき
平成 25 年 10 月 18 日	午前	ヒアリング	(健康増進課) ＜平成温泉＞ NPO 法人川と湖いきいき神西
			(文化スポーツ課) ＜平成スポーツ公園＞ NPO 法人川と湖いきいき神西
平成 25 年 10 月 22 日	午前	ヒアリング	(健康増進課) ＜クアハウス湖陵＞ 株式会社カリス湖陵
	午後		(健康増進課) ＜出雲ゆうプラザ＞ シンコースポーツ株式会社
平成 25 年 10 月 28 日	午後	ヒアリング	(文化スポーツ課) ＜出雲市民会館＞ほか 5 施設 (公財) 出雲市芸術文化振興財団
平成 25 年 10 月 29 日	午後	ヒアリング	(文化スポーツ課) ＜平田スポーツ公園＞ほか 8 施設 NPO 法人ひらたスポーツ・文化振興機構
平成 25 年 10 月 30 日	午後	ヒアリング	(都市計画課) ＜湖陵総合公園＞ NPO 法人スポーツ振興 21
			(文化スポーツ課) ＜出雲健康公園＞ほか 8 施設 NPO 法人スポーツ振興 21
平成 25 年 11 月 6 日	午後	内部協議	
平成 25 年 11 月 15 日	午後	内部協議	
平成 25 年 11 月 26 日	午後	内部協議	
平成 25 年 11 月 30 日	午後	内部協議	